

第2章 国民統合におけるコミュニケーションの役割と政策

: マレーシアにみるテレビ放送と言語の問題を中心として

はじめに

人と人とを結びつけているのは、言語であり、コミュニケーションである。人々は言語とコミュニケーションを介して、相互に理解し合うが、時には行き違いやずれによってディコミュニケーションも生ずる。人間同士に限らず、集団、共同体、民族や人種、国家の中で、あるいはそれらの間で、言語、コミュニケーションによる交流、交渉等がはかられている。それが円滑に進展する場合もあれば、対立や紛争にまで至ることもある。いずれのケースであっても、人間関係、社会関係、さらに国際関係の成立において、主要な役割を果たしているのは、言語であり、コミュニケーションであるといっても過言ではなからう。

言語とコミュニケーションは、社会、国家の統合に寄与したり、それを促進する機能を果たしたりしているともいえる。この点に注目して、言語とコミュニケーションの視点から、国民の統合の問題にアプローチしようというのが、本章の狙いである。

マレーシアのように植民地を経験した新興諸国は、その遺産を受け継ぐ形で独立したが、多民族、多人種、そして多言語という特徴を抱えつつ、新たに一つの国民としてまとめ、一つの国家を形成するという課題に直面してきた。この国民統合、国家建設という目標を達成するにあたって、人々の中に共通の目的と価値、相互の信頼関係を築き、いかに国民という意識を芽生えさせ、自覚を呼び起こし、一体感を作り上げていくかが大きな問題である。

コミュニケーションと言語が人々を結びつけるように働くとするなら、国民の統合のためには、どのようなコミュニケーションの環境とシステムを整備していったら良いのであろうか。同様にどのような言語の制度とあり方が相応しいのであろうか。言い換えれば、国民統合のために、どのようなコミュニケーション政策、どのような言語政策が求められているのかということである。

そこで、本章では、まず、コミュニケーションとは何か、コミュニケーション政策とは

何かについて考える。次に、国民統合という問題をめぐって、コミュニケーション政策の有意性について検討する。そして、その検討を受けて、実際にマレーシアではどのようなコミュニケーション政策が実施されてきたのかについて、テレビ放送をめぐる政策に焦点を当てて論じる一方、どのような言語政策が採られてきたのかについて考察する。

第1節 コミュニケーション、コミュニケーション政策について

コミュニケーションを広義に捉えれば、ヒト、もの、サービス、そして情報の流通や交換が含まれてくる。人的な交流、物流、あるいはサービスの移動とその手段である交通、運輸、情報流通がそれに当たる。一方、狭義には、メディア、例えば、言語、情報通信機器、放送等の手段を通じた、人々の間、あるいは集団、共同体間のメッセージ、情報の流れ、組織間でのデータのやり取り等である。コミュニケーションの定義は数多く存在するが、ここでは狭義の視点に立って、「個人間、集団間でニュース、事実、意見、メッセージを交換する過程」¹と捉えておきたい。

コミュニケーションは、国家の発展にとって必須のものである。いかなる社会においても、情報の交換は、人々が政治的、社会的なルールを受け入れ、合意された目標の追求に参加し、平和裡に共同生活をすべきことを説得するためにも必要である²。このコミュニケーションが、国家、社会においてスムーズに行われるためのシステムの構築、基盤づくりや、技術開発、環境の整備、媒体の管理等を担うのがコミュニケーション政策である。コミュニケーション政策は、コミュニケーション分野に関わる規制、調整、振興、育成等に関わっている。情報通信に関わる技術革新、技術開発、先端産業の発掘、産業振興と育成、情報化政策、情報基盤とネットワークの整備、放送の公平性の確保、放送と通信の融合への対応等があげられる。コミュニケーション政策の具体的な例としては、日本において近年施行されたテレビ放送におけるデジタル化、1980年代中期の通信事業の民営化等をあげることができる。海外に目を向ければ、インドネシアにおいて全国的な選挙のためにパラパ衛星が打ち上げられたというのもコミュニケーション政策の一例である。

コミュニケーション政策は、『情報学事典』によれば「社会コミュニケーションの最適化のためにコミュニケーション上の手段および資源の造成・配分・再配分を遂行する際にどのような方針を立て、どのような手法でそれに臨むかということである」とされる³。社

会コミュニケーションを最適化するには、国家・社会内部の様々な障壁や不平等を減らし、文化や情報の交換を円滑にしなければならない。そのために、コミュニケーション政策によって、社会内のコミュニケーションのシステム、インフラ、基盤が整備されることが必要となる。

そのコミュニケーション政策の遂行には、目的、目標、条件、手段が関わってくる。政策は、*plan do see*、つまり政策の計画、構想、選択を行い、それを遂行し、それを評価するという一連の過程において、①ニーズ、資源、優先順位を査定し、②コスト・ベネフィットを勘案して代替的なアプローチを算定し、③総体的なプログラムを構想し、さらに④広範な計画に照らして、特定のプロジェクトの詳細な項目、つまり目標、戦略、予算、投資、訓練、スケジュール等を捻出することが求められる⁴。それはコミュニケーション政策についても同様であり、上記の過程を踏まえて、実行に移される。

コミュニケーション政策は、どのような目的のために、どのような条件の下、どのような資源を用いて、どのように実行してゆくかが鍵となる。本論のテーマに即するなら、コミュニケーション政策は、国民統合を果たすという目的に照準を合わせて、国内のコミュニケーション資源を結集し、インフラを整備し、手段の合理的な選択を行い、不利な立場にある人々のニーズを満たし、不均衡を是正し、教育を充実させ、文化的独自性と国家の自立を強化すべく⁵、実施される過程と解されよう。

国民統合は、多かれ少なかれ言語という問題に直面する。特に複数の異なる言語集団、エスニック・グループが競合する国家において、国民統合を果たすには、既存のエスニシティに捕らわれることなく、新しいナショナル・アイデンティティを醸成することが不可欠なのはいまでもない。それは、殆ど自然発生的に成し得るものではなかろう。政治エリートによる計画的な努力が必要であり、そこでは、言語政策が重要な役割を果たすと考えられる。その社会の置かれた言語状況を考慮した政策が行われるなら、緊張と紛争を緩和し、コミュニケーションによる統合と社会的凝集性を高めることも可能なはずである。

しかしそこで問題となってくるのは、エスニック・グループに対するアイデンティティと国家へのアイデンティティの間にある潜在的な対立である。国民統合の過程を迅速かつ円滑に推進することができるかどうかは、まさに両者をいかに調整するかにかかっているともいえる。というのも、そもそもアイデンティティの源泉の一つに言語への愛着にあるからである。したがって、こうした状況に置かれた新興諸国においては、言語政策の決定と実施は、往々にして優先事項である。

前述したように、コミュニケーション政策が、計画性を持って策定されるなら、国民統合の過程の一助となると想定されるが、その際には十全な言語政策が考慮されなければならないのはいうまでもない⁶。国民統合を考えるに当たって、改めて言語と言語政策の重要性について認識する必要があると思われる。

第2節 国民統合におけるコミュニケーション政策の役割について

(1) テレビ放送をめぐる政策

多くの新興諸国にとって重要な国家的な目標は、国際政治において国際社会のメンバーとして認められるための要件である、国民国家となることであった。そのために開発を通して近代化を進め、国家を統合し、国民を創造することであった。

その実現に当たって、重要な役割を果たす要因と想定されたものの一つにコミュニケーションがある⁷。近代化論、開発論等においては、この視点に立って、近代化、開発、統合の問題に、コミュニケーション、ならびにコミュニケーション政策の視点からアプローチしようとする、いわゆるコミュニケーション・アプローチの試みが盛んに行われるようになった。

この研究に従事した研究者の一人にウィルバー・シュラムがいる。シュラムは、国連やユネスコが主催した開発とマス・メディアに関わる調査研究に参加し、理論と実践の両面から、この問題に取り組んできた⁸。彼は、統合とコミュニケーションの関係をめぐっては「コミュニケーションは国民意識の育成に役立たねばならない」として、国民統合に向けたコミュニケーションの役割を強調している⁹。

そのためには、エスニックな地域的、言語的な共同体への愛着に加えて、国民的な忠誠心と意識の育成が必要になると述べている。異なる文化、言語、政治的、宗教的な信条をもつ人々が、共通の利益をもって目標達成に努めることの価値に目覚める。こうした覚醒によって、人々の視野は地域限定的なものから全国的な事柄へと広がってゆく。国民としての新しい役割と新しい責任を担って、新しい問題に立ち向かう心構えを作ることが求められているとも指摘している¹⁰。そうなれば、地域的、あるいはエスニック系のメディアも全国的な問題に関心を払うようになり、それによって国民意識も育ってくるとも述べてい

る。

国民統合を果たすには、人々の間にナショナル・アイデンティティを醸成し、国民であるという意識を形成してゆくことが求められる。そのためにも、全国的な規模で展開されるマス・メディアが必要であるというのである。シュラムの主張はやや楽観的な面もあるが、フィールドでの調査研究の経験に裏打ちされた議論であること、またマス・メディアが人々の意識に働きかける訴求力を考えれば、その利用の有用性、有意性は否定できない。

そのマス・メディアの機能として、報道の機能、教育の機能、宣伝の機能、娯楽提供の機能が指摘される¹¹。マス・メディアは、出来事、事実をニュースとして伝達するのみならず、事柄の解説を行い、教育、広報、娯楽という要素を含む啓蒙的な働きをする。すなわち、マス・メディアは、人々が社会状況を理解するのを助ける働きをする一方、客観的事実を単に提示するだけでなく、それについての解釈を通して、社会の様々な事柄、すなわち文化、環境、雇用、教育的機会、宗教、他のエスニック・グループに関わる問題等を提起し、規定する。こうしてマス・メディアによって提示されたものは、再構成された一つの現実となる¹²。

マレーシアのケースでいえば、人々が、他のエスニック・グループの文化、伝統、生活様式等について知るには、マス・メディアによる情報に依存せざるを得ない。その際のマス・メディアの報道内容と解釈によって、他のエスニック・グループに対する意識、感じ方、考え方も大きく変わってくると思われる。また、人々が政府の政策等について知るには、マス・メディアの報道に頼らざるを得ない。その際のマス・メディアの伝え方が、人々が国家、政府に対して抱くイメージ、姿勢に少なからぬ影響を与えるのは間違いなからう。

マス・メディア、なかでもテレビ放送の機能に着目するなら、同時性、簡便性、訴求性という特徴をあげることができる。同時性とは、一度に大量の、しかも同一の情報、メッセージを大多数の視聴者に送ることができるということである。簡便性は、リテラシーを必要とせず、万人が比較的容易に視聴できるという性質である。そして、訴求性は、視聴覚に訴える力があるというものである。テレビはこれらの機能によって、視聴する者に共通の感覚をつくりだすことができる。政府にとって、テレビ放送はメッセージを直接国民に送ることができる有効なメディアである。そう考えるなら、政府にとってテレビ放送に対する政策はきわめて重要な意味をもってくるといえる。

(2) 言語と言語政策

国際コミュニケーションの問題に取り組んだ、ユネスコのコミュニケーション問題研究国際委員会（以下、マクブライド委員会）は、言語政策は「言語の選択と助長が、平等なコミュニケーションへの可能性を開くか、それとも除去するかのいずれかである点でコミュニケーション政策の本質的な一部となっている」と述べている¹³。

言語の処遇の仕方は、国家におけるそれぞれのエスニック・グループ、言語集団、民族の位置づけと不可分である。言語の置かれた立場が、平等な、あるいは対等な関係にあるのか、上下関係にあるのかが、それぞれの共同体のメンバーの意識、アイデンティティにも影響してくると思われる。それが詰まるところ、国民意識の形成、国民統合、そして国家のあり様に影響を及ぼすのは明らかである。

「言語的多様性という宿命性のあいだの、なかば偶然の、しかし、爆発的な相互作用が、共同体を想像させた」¹⁴とベネディクト・アンダーソンは述べている。ここでアンダーソンが最終的に共同体として想定しているのは、国民国家という「想像の共同体」であるが、言語共同体についても想像の共同体と言うことができる。というのも、言語は、アンダーソンが述べているように、それぞれが異なっているが故に、それを話す者と話さない者、あるいは話せる者と話せない者を区分する。そして、そこにひとつの言語を通じたコミュニケーションが可能な一定の領域ができ、想像の共同体を創出する母体が形成されるからである。そこでは、言語の共通性、言語をめぐる価値と意識の共有が、仲間意識、すなわち共同体への帰属意識を高める。ひいては言語を通じたアイデンティティを生み出し、言語ナショナリズムを強化することになる。このように言語は、それを話す民族、エスニック・グループ、各民族にとって文化そのものであり、きわめて重要な存在なのである。

一方、この言語によって、人々は様々な物事、出来事、現象、状況等を知り、それらから現実の世界を構成していると、エドワード・サピアとベンジャミン・リー・ウォーフは主張する¹⁵。人々は言語によって「再構成された」現実の世界で生活をしているというのである。さらに、それぞれに異なる言語を異にする言語集団、民族、文化によって現実に関する解釈が違い、それぞれに異なった現実世界が成り立っているとされる。そうだとするならば、それぞれに独自性を主張するエスニック・グループ、民族共同体が依って立つとこ

ろは、まさに言語そのものにあるということなる。

人々が自らの民族、文化に誇りとアイデンティティを持ち、時にそれらの間に言語ナショナリズムが現出してくる背景には、こうした言語のもつ特性があるからに他ならない。言語や文化の多様性の重要性が主張される所以でもある。その意味で、言語政策は、民族、エスニック・グループのみならず、国家にとっても、そのあり方を左右する重要なファクターとなってくると考えられる。

第3節 マレーシアのテレビ放送政策の展開

マレーシア政府は、ナショナル・アイデンティティ、国民意識の創造と醸成という作業に取り組んできたが、その中で中心的な役割を期待されたのが、テレビ放送である¹⁶。ラジオ・テレビ・マレーシア (*Radio Televisyen Malaysia* 以下、RTM) は、こうした政府の政策を受けて、情報と教育を提供することで、公的関心を喚起し、国民としての自覚を呼び起こし、国民統合を促進することを目的とした放送を行っている¹⁷。

マレーシアのテレビ放送の歴史は、独立後の1960年代初期に遡る。マレーシアがまだマラヤと称されていた時、コロombo計画の下、カナダからテレビ放送技術の専門家を受け入れた。当時の政府がカナダ人の技師団を選んだ理由は、カナダがマレーシアと同じように多民族、多言語国家であり、手本になると考えたからである。1962年にCBCカナダ放送協会CBCから2人の専門家が派遣され、技術的アドバイスが供与された¹⁸。

1963年にテレビ・マレーシアが誕生し、既に設立されていたラジオ・マレーシアと合併してRTMと名づけられ、情報省の管轄の下、テレビ放送が開始された¹⁹。その後、1969年、2番目のテレビ・チャンネルが開設され、第2チャンネルと命名され、最初のテレビ・チャンネルは第1チャンネルと改名、1979年には、この二つのチャンネルは、RTM1とRTM2に変更され、さらに1987年にそれぞれTV1とTV2という名称に変更された²⁰。

こうしてカナダのテレビ放送の形式と形態が導入され、放送システムが整ったのであるが、公益に関する問題については多様な意見を放送する責任があるとしたカナダのテレビ放送の理念は、残念ながらマラヤの放送システムには移植されなかったと指摘されている²¹。

RTMは、政府の政策に則って、運用し、放送番組を制作することが求められている²²。

その際に、マレー語でルクネガラ (*Rukunegara*) という国家原則が、テレビ放送を規制する重要な柱になっている²³。ルクネガラは、1969年の人種暴動事件、いわゆる 5.13 事件を受けて、1970年8月31日の独立13周年記念式典で正式に発表された。なお、この人種暴動事件については、事件の要因の一つとなった言語政策を扱った次節で触れることにしたい。

ルクネガラは、マレーシア人の結束をはかるために宣言されたものである。それは、マレーシアの国民は、

- ・ 神への信仰 (イスラームは国教であるが、他の信仰の自由も認める)
- ・ 国王および国家への忠誠
- ・ 憲法の遵守、とくに歴史的につくりあげられた国王、国教としてのイスラーム、公用語としてのマレー語、マレー人および先住民の特殊な地位、他の民族の合法的権利、市民権の授与などを守ること
- ・ 法による統治と基本的事由の尊重
- ・ 善良な行動と道徳

という5つの原則に従って、あらゆる人々を統合し、民主的な生活様式を維持し、国家の富が等しく分け与えられるような公正な社会を創造し、豊かで多様な文化、伝統に自由に接することを保証し、近代的な科学技術を目指す進歩的な社会を構築することを実現するために、結集して努力することを誓ったものである。

ここに掲げられた理念と原則は、以後国民統合の基礎であり、象徴となった。ルクネガラの概念には、有り体にいえば、含意として2つの目的が含まれている。(1)マレー語を国語とし、スルタンに象徴される伝統の厳守、国家的宗教としてのイスラームによって社会を統合すること、(2)エスニック・グループ間の不平等の是正、特にマレー人と原住民族オラン・アスリの経済的な地位を向上させ、マレーシア経済の再建をはかることである。それが、新経済政策、国民文化政策 (NCP)²⁴等の公式な政策の策定につながったのはいうまでもない。

テレビ放送における政府の政策転換の要因となったのも、5.13 事件であった。このような事件が二度と起きないように、テレビは暴走を沈静化させる手助けをすること、さらに改めてマレーシアの統合に貢献する任務を果たすことが求められた。そして、ルクネガラが重要な指針となり、それまで以上に、政府の政策に則って放送番組を政策することが求められることとなった。放送事業を束ねる情報省はルクネガラに基づいて、以下のようなテ

レビ放送のための5つのガイドラインを提示する²⁵。

- ①最大限に、民衆の理解を得るために政府の政策と番組を深く、出来るだけ広範囲に説明すること。
- ②望ましい変化を成し遂げるために、公益と世論を刺激すること。
- ③多民族社会において、マレーシアの文化とアイデンティティの調和に向かうために、国語であるバハサ・マレーシア (*Bahasa Malaysia* : マレーシア語) によって、国家の統合を促進すること。
- ④市民的意識を高め、マレーシアの芸術と文化の発展を育成するに役立つこと。
- ⑤適切な民衆の教育、一般的な情報と娯楽の要素を提供すること。

このように、RTMには、マレーシア語によって、政府の政策を広く国民に知らせ、多民族国家マレーシアのマレーシア国民としての意識を養い、マレーシアの国家統合、国民統合を促進し、マレーシアの文化を発展させるために、情報の伝達と教育を担う役割を果たすことが求められている。5つの項目の中でも、最も重要なものは、③に掲げられた国語であるマレーシア語の使用と浸透を通して、国家統合の促進することであるのはいまでもない。

RTMはそれに沿った形で、番組制作の再編成を行っている。それは、例えば、TV1とTV2は一応色分けされ、棲み分けがなされている点²⁶に反映されているともいえる。TV1は、全国ネットワークとして、殆どすべての番組で国語であるマレーシア語を使用することが義務づけられている。一方、TV2は、第二のネットワークとして、マレーシア語の他、英語、華語、タミル語で放送されている²⁷。後者はマレーシアが多民族社会であるということに一定の配慮を示したものである。

その後、世界的趨勢になっていた民営化、規制緩和の波がマレーシア社会にも押し寄せた。それは、通信分野のみならず、テレビ放送界にも及んだ。マハティール政権下の1980年代の規制緩和政策によって、1984年に民間の地上波放送であるTV3の設置が認可された²⁸。それには、ビデオの普及という事情も大きく影響していた。

そもそもRTMの機能は、既に述べたように、国家建設に向けて、国を安定させ、統合を促進することにあった。したがって、すべての番組は、国家的、社会的発展に関わる要素が盛り込まれるように作られていた²⁹。しかしながら、多くの人々はこうした政府主導のRTMの放送に飽き足らなさを感じ、出回り始めたビデオを見るようになっていた。政府が危惧したのは、ビデオが政府のコントロールの手が届かないメディアであることであった。

そのため政府は、放送政策を転換し、新たなテレビ局を設置し管理する構想を打ち出し³⁰、それが民営化政策の後押しもあってTV3の設立につながったのである。

さらに、民間テレビ局の登場の背景には、マレーシアの経済的、社会的な変化がある。それは、新経済政策、ブミプトラ政策の効果が現れてきたことである。それによってマレー人も徐々に豊かになり、中間階級が多く出現してきた³¹。彼らは、経済的、社会的にも自信を持つようになった。生活に余裕が出てきたことで、娯楽にも目が向くようになり、モアチャンネルを指向するようになった。こうした傾向が、民間テレビの登場を促した。

TV3の登場は、マレーシアのテレビ放送界に少なからぬ影響をもたらした。RTMの娯楽化という現象である。RTMは、元来の放送ガイドライン⑤に則り、公的サービスの放送局としてインフォテイメント、つまり情報と娯楽の提供を行うことを強調していた³²。しかし、TV3の登場によって、番組制作を教育と情報に基盤を置くものから、より娯楽に基盤を置くものに転換した³³。もっとも、国民統合、国家建設を推進するという目的から大きく逸脱したわけではない³⁴。

民営化と商業化は、その後も多様なテレビ放送局の出現を可能にした。民間テレビとして、TV3の他、NTV7、TV9、8TV、TVAI-Hijrah、そして衛星放送のアストロが登場した³⁵。こうした商業目的のテレビ局は、政府の目的とする国民統合を阻害するように働くのではないかと危惧される。しかし、この点に関しては、これらのテレビ放送局の政治的、経済的な基盤に注目することが重要である。TV3を所有しているのは、UMNOの傘下のマレーシア最大のメディア・コングロマリットであるメディア・プリマである³⁶。また、UMNOはこの他に、メディア・プリマを通じて、TVAI-Hijrah、NTV、8TV、そして9TVにも影響力を有している³⁷。

このように民間のテレビ放送の殆どが、UMNOのコントロールにあるといっても過言ではない。民放の存在が国民統合の阻害要因となるのではないかという懸念は、UMNOの意向に沿った形で放送がなされている限り、杞憂といえるであろう。なお、メディア・コングロマリットとUMNO等の関係については、第7章で詳しく述べていく。

第4節 マレーシアにおける言語政策に課せられた役割

戦後独立を果たした新興諸国では、ナショナリズムを高揚して、国民統合を果たすべく、

自らの土着の言語を国語とするケースが多く見られた³⁸。マラヤにおいても、マレー人の政治エリートは、国民統合の達成には、単一の、あるいは唯一の言語が不可欠であり、国語は当然土着の言語である、マレー語でなければならないと考えていた³⁹。そこで、マレー語を国語としてのバハサ・マレーシアとする作業が、マレーシアのナショナル・アイデンティティの醸成という名目で進められた⁴⁰。1957年の憲法では、独立の10年後にはすべての公式の場で、国語を英語との併用に代えて唯一マレー語にすると規定している⁴¹。1967年に国語法（National Language Law）が成立し、正式にマレー語が国語となった。バハサ・マレー（*Bahasa Melayu*：マレー語）がバハサ・マレーシアとなったのである。

これは、交渉と妥協の産物であった。独立した当時のアライアンス政権では、UMNO、MCA、MICの三党間で、政策的、制度的な枠組みが大筋で成立した。それは、1967年にマレー語を国語とすること、マレー人は政治的に特別な地位を得ること、イスラームを国教とすることというものであり、それと引き換えに非マレーの華人、タミル人はかねてより念願であった市民権と経済的な自由を得るというものであった。両者の間で合意にいたり、マレー語の国語化の道筋がつけられたりした⁴²。

しかし、言語の問題は潜在的に対立の種である。マレー語が公式の国語とされたわけだが、一方で公式な交渉等において英語の使用は認められることになった。しかし、この曖昧な妥協がかえってマレー人、華人双方の不満の種となったのである⁴³。すなわち、華人にとっては華語についても英語についても公式の言語とされなかったこと、マレー人にとっては公式言語が唯一マレー語ではなく、英語にもその道が残された形になったことへの不満である。

教育も、言語をめぐる対立の場であった。政府は公的に、初等教育の言語として、英語、マレー語、中国語、タミル語を認めていたが、中等教育以上ではマレー語と英語による教育しか承認しなかった。また、華人の中等学校で、華語教育を行うとことに対して政府が財政支援するという要求は認められなかったし、大学での華語による教育に対して私人が経済援助することも容認されなかった⁴⁴。華人は、華語教育は中国文化を保持する上できわめて重要だと考えていた。これに対して、マレー人は、華語は政府の国語政策を侵害すると考えており、さらに二重の忠誠心の温床となり、政治的破綻の源泉にすらなりかねないと考えていた⁴⁵。かくして、マレー人エリートは、マレー語の国語化の徹底をはかり、英語については担保したが、華語、さらにはタミル語を一方的に排する政策を取ったのである。

言語は、既に述べたように、エスニック・グループ、言語集団、あるいは民族にとって、

文化そのものであり、伝統である。教育にも深く関わり、アイデンティティの源泉であり、拠り所でもある。そのため、言語政策は微妙かつ敏感な問題を含んでおり、その措置次第では紛争や対立の火種になる危険性を孕んでいる。マクブライド委員会は、コミュニケーション政策において主要な文化的問題は、言語の選択と使用であり、文化を普遍的に表現する言語の重要性を考えれば、特定の言語を他の言語よりも優越させるような行為や状況は、由々しき問題となりえるとも述べている⁴⁶。

言語の問題が引き起す危機が、現実のものとなったのが、1969年の人種暴動事件であった。この5.13事件は、前節でも触れたように、言語政策と関連しているので、ここで改めて概略しておきたい。この事件の引き金となったのは1969年の総選挙である。この選挙では、与党アライアンス政権の議席数が大幅に減少し、中でも政権のパートナーであったMCAの惨敗は著しかった。華人のDAP（民主行動党）、*Gerakan*（グラカン：マレーシア人民運動党）への投票の鞍替えはMCAに手痛い一撃を加え、その権威は失墜した。

選挙結果が公表された後、DAPを支持する華人とUMNOを支持するマレー人が勝利の行進をしたが、それが暴動に転じて大惨事となった。この事件によってラーマン首相は失脚し、ラザクが後を引き継いだ。ラザクは、野党の*Gerakan*、PPP（人民進歩党）、PAS（全マレーシア・イスラーム党）等を取り込み、アライアンスに代えてBNとして連合政権を1974年に再出発させた⁴⁷。

この事件は、また国民統合にとっても深刻な状況だと受け止められた。これに対処すべく、新経済政策に加え、国民文化政策が打ち出された。国民文化政策では、マレーシア人は、人種的起源に関わりなく、マレーシアへの帰属意識を持たねばならないことが、公式に明示された。そして、次の3原則がマレーシアの国民文化の基礎であることが謳われた。第1に、国民文化は、マレーシアの土着の文化に基づくものでなければならない。第2に、他の文化の相応しい要素は、国民文化の一部として受け入れられ得る。そして第3に、イスラームは国民文化を形作る上で、重要で必要な構成要素である。ここで特に注視すべきなのは、第2の原則は、第1と第3の原則の文脈の中でのみ成り立つと、はっきりと述べられている点である⁴⁸。

国民文化政策は、「文化」について明らかにマレー中心的な性格のために非マレー系からの激しい反対にあったにもかかわらず、廃止されることも、修正されることはなかった。マレー人の政治的エリートたちの融和を軽視した姿勢が前面に出たことを物語っている。この政策は、言語、宗教、伝統を含んだマレー文化をもって、エスニック・アイデンティ

ティを主張するための強力なチャンネル⁴⁹、言い換えれば、マレー人のエスニック・アイデンティティをもってマレーシア人のナショナル・アイデンティティとする強硬な意思を反映したものであった。この政策が、改めてそれまでの言語政策を確認し、支えるイデオロギーとなったのはいうまでもない。

一連の言語政策の精神は、当然テレビ放送にも適用された。前節で触れたように、テレビ放送のためのガイドラインの③では、国語であるマレーシア語によって国家の統合を促進することという項目が示されている⁵⁰。主要ネットワークである TV1 が、これに則って、マレー語で放送していることについては既に述べたとおりである。

マレー語の国語化という言語政策は、こうして、行政、教育界、司法、さらに放送等の各分野で強硬に実施されていった⁵¹。それは、同化のための手段ではなく、マレー人の覇権の強力なシンボルであり、マレー人が教育と職業で、華人と競争する際に有利になるためのものであった⁵²。総じてマレー語の国語化はマレー・ナショナリズムによるのみならず、イスラームの国教化、マレー人の地位の特権化と同様に、「マレー人の、マレー人による、マレー人のための」国民統合を果たすための手段であった。

マレー語政策は、人口の 1/3 を占める華人、タミル人というエスニック・マイノリティの不平等性を浮き彫りにして、固定化することになり、国民統合を滞らせることになったといわざるを得ない⁵³。

むすび

多民族、多言語というマレーシアの国民統合という目的のために施行された、テレビ放送政策と言語政策に課せられた役割と機能について見てきた。果たしてこれらの政策は、どのような影響と結果をもたらしているのかを考えてみたい。

マレーシアのテレビ放送において、「視聴の分節化」、すなわちエスニシティの違いによって、放送番組の視聴実態が異なることが指摘されている⁵⁴。それによると RTM の TV1 の全国ニュースに関していえば、マレー人の視聴者は多いが、非マレー系は余り見ていない。それに対して、TV2 の華語の番組が放送される時間帯は華人の視聴が急増するが、マレー人は殆ど見ない。また、TV3 については、華人、タミル系は好んで見る傾向があるという。これらの傾向は、政府の進めるマレーシアの統合政策を阻む要因になり得るのでは

ないかと述べている。

最近の調査研究でも、類似した結果が報告されている⁵⁵。華人は「タイム・ムラユ」、つまりマレー人視聴者に割り当てられた時間帯は見ない。一方、マレー人は華人の時間帯のテレビ番組はほとんど視聴しない。同様のことがタミル人においてもみられ、彼らの多くはタミル語の番組を視聴していることがわかった。言語は、テレビ番組選択の重要な指標であるのは確かなようである。

この調査研究は、マス・メディアは、エスニック・グループ間の理解を促進するというよりも、むしろエスニック・アイデンティティを強化する働きがあると指摘している。こうした傾向は、マス・メディアの受容における「選択」というメカニズムが働くからだと思われる⁵⁶。それは人々には、予め先有傾向が備わっており、自らの意見、主張に合う思想やイデオロギー等には接触するが、合わないものには接触しない。それらを都合良く解釈、知覚、記憶し、それによって自らの思想や信条、あるいは意識や態度が強化されるというものである。

この議論に従えば、それぞれのエスニック・グループのメンバーは、自らの趣向に合ったテレビ番組を積極的に視聴する。それらの積み重ねによって彼らの主張や忠誠心、愛着はますます強固なものになっていく。その結果、自らのエスニック・グループへのアイデンティティは強化されるが、エスニック・グループ間の相互理解、協調、ナショナル・アイデンティティの醸成にはなかなか至らないのではないかと考えられる。それは、社会的のみならず、心理的にもエスニック・グループ間の縦割りの状態が今後も温存されていくことを物語っているともいえる。

マレー語を国語とする言語政策は、マレー人と非マレー人の合意に基づいて実施されたとはいえ、妥協の産物であったし、言語がエスニック・グループ、民族にとって持つ意味を軽視した施策であった。支配者ではないにしても、支配層ともいえるマジョリティの言語を押しつけられることへの反発は、かえって自らのエスニック・グループ、言語への執着、エスニック・アイデンティティを強化させる。そこでは、ナショナル・アイデンティティ、国民としての意識は生まれ難いのではないかとと思われる。

マレーシアの言語政策は、国民の統合過程に禍根を残すことになったと思われる。非マレー人、特に華人の間に、マレー人、さらにいえばアライアンス、BNといった与党連合政権に対する不信感を深く刻み込み、両者の隔絶を助長することにつながった。このことは、言語を基盤とした複数のエスニック・グループが並立してゆくという意味で、マレーシア

社会がこれからも「多元的」であり続けるという証となったのではないかとも思われる。

テレビ放送のガイドラインでは、マレーシアの文化とアイデンティティの醸成のために、マレー語を使用して国家の統合を促進すべきことが示されたが、その施策は必ずしも功を奏しているとはいえない。それは、先に示した「視聴の分節化」という傾向からも伺える。中華圏ではよく「政府には政策があるが、国民には対策がある」といわれるが、言語政策は少なくともテレビ放送上では政府の思いどおりに機能しているとも思えない。

テレビ放送において、マレー語、華語、タミル語、英語等、言語の位置づけは、共存的ではなく、平行的である。このことが、現実問題として、テレビ放送と国民統合がうまくかみ合っていない要因の一つではないかとも推察される。マレーシアのテレビ放送のモデルとされたカナダは、二言語・多文化主義をとっており、それがテレビ放送に反映されている。しかし、少なくともその点については、マレーシアにとってモデルとはなり得なかったようである。

最後になるが、これまでの検討を踏まえるなら、マレーシアにおけるコミュニケーション政策、すなわち、テレビ放送の政策、言語政策は、国民統合を目標として策定されたものだが、皮肉にも統合を推進するように働いているとも思われにくい。しかし、それは、想定されたことでもある。というのも、これらの政策が、新経済政策、国民文化政策等と同様、マレー中心の視点で策定され、実施されてきたところに、ある種の限界があるからである。

注

¹ Sean MacBride, Report by the International Commission for the Study of Communication Problems, *Many Voices, One World*, UNESCO, 1980. ショーン・マクブライド著、永井道雄（監訳）『多くの声、一つの世界』日本放送出版協会、1980年、498頁。

² 前掲書、223頁。

³ 『情報学事典』弘文堂、2002年、322～323頁。

⁴ Sayed A. Rahim, “Introduction: The Scope of Communication Policy and Planning Research”, in Sayed A. Rahim and John Middleton (eds.), *Perspective in Communication Policy and Planning*, Honolulu: the East-West Center, 1977, p. 13.

⁵ マクブライド、前掲書、375頁。

⁶ Eddie C. Y. Kuo, “Language, Nationhood, and Communication Policy: The Case of A MultiLigal Society”, in Sayed A. Rahim and John Middleton (eds.), *op. cit.*, 1977, p. 322.

⁷ Lucian W. Pye(ed.) *Communication and Political Development*, Princeton: Princeton University Press,

-
1963. ルシアン・W・パイ編著、NHK 放送学研究室訳『マス・メディアと国家の近代化』1973 年、3 頁。
- ⁸ 本多周爾「第 2 章 発展におけるコミュニケーションの役割ーウィルバー・シュラムの発展論の再検討ー」『発展と開発のコミュニケーション政策』武蔵野大学出版会、2006 年、31 頁。
- ⁹ パイ、前掲書、54～55 頁。
- ¹⁰ 前掲書、58 頁。
- ¹¹ 南博監修『マス・コミュニケーション事典』學藝書林、1971 年、687～689 頁。
- ¹² Khor Yoke Lim and Adnan Hussein, “Perceptions for Ethnic Identities in Malaysia: A Media Study”, in Anura Goonasekera and Youichi Ito(eds.), *Mass Media and Cultural Identity: Ethnic Reporting in Asia*, London, Sterling, Virginia: Pluto Press, 1999, p.102.
- ¹³ マクブライド、前掲書、117 頁。
- ¹⁴ Benedict Anderson, *Imagined Communities: Reflection on the Origin and Spread of Nationalism*, London: Verso, 1983. ベネディクト・アンダーソン著、白石隆、白石さや訳『想像の共同体ーナショナリズムの起源と流行』リブレポート、1994 年、79 頁。
- ¹⁵ Edward Sapir, Benjamin Lee Whorf and others, *Cultural Anthropology and Linguistics*. E.サピア、B.L.ウォーフ他著、池上嘉彦訳『文化人類学と言語学』弘文堂、1995 年、2 頁。
- ¹⁶ Zaharom Nain, “The impact of the International Macketpklace on the Organization of Malaysian Television”, in David French and Michael Richards(eds.), *kuo* p, 157.
- ¹⁷ *Information Malaysia yearbook*, Kuala Lumpure: Berita Publishing Sdn. Bhd., 1998.
- ¹⁸ Michael Richards, “Television, Development and National Identity”, David French and Michael Richards(eds.), *Television in Contemporary Asia*, New Delhi, Thousand Oaks, London: Sage Publications, 2000, p.153.
- ¹⁹ Umi Khattab, “Unpacking multiculturalism and Islam in Malaysia”, Jinna Tay and Graeme Turner (eds.), *Television Histories in Asia: Issues and contexts*, New York: Routledge, 2015, p.131.
- ²⁰ Ibid.
- ²¹ Richards, op. cit., p.153.
- ²² マレーシアのテレビ放送は、放送法によっても規制されている。放送法の成立は比較的遅く、後述する民間テレビ TV3 が開局した 4 年後の 1988 年に初めて施行された。放送法は、ラジオとテレビの放送免許の認可を与える権限を情報省に与えており、情報大臣は、放送内容のみならず広告放送を管理する権限を有していた。その後、1998 年のコミュニケーション・マルチメディア法の成立によって、エネルギー・コミュニケーション・マルチメディア省が放送免許の認可の権限を引き継いでいる。
- ²³ Shelton A. Gunaratne(ed.), *Handbook of the Media in Asia*, New Delhi, Thousand Oaks, London: Sage Publications, 2000, p.332.
- ²⁴ National Cultural Policy: NCP
- ²⁵ Ibid.
- ²⁶ Shelton, op. cit., p.331.
- ²⁷ Zaharom Nain and Mustafa K. Anuar, “Marketing to Masses in Malaysia: Commercial Television, Religion and Nation-Building”, in David French and Michael Richards(eds.), op. cit., p.159.
- ²⁸ Khattab, op. cit., p. 131.
- ²⁹ Shelton, op. cit., p. 332.
- ³⁰ Ibid.
- ³¹ Nain and Anuar, op. cit., p.170.
- ³² Shelton, op. cit., p. 330.
- ³³ Ibid.
- ³⁴ 1988 年放送法では、放送における統合を促進する努力を求めている。ドラマのテーマ、登場人物の民族的バランス、服装の選択は、その際に考慮されるべく項目である。広告についても同様で、広告メッセージが民族間の調和を描くよう要求している。
- ³⁵ アストロのいくつかのサービスには、マレー語の *Ria*、中国語の娯楽チャンネルである *Wah Lai Toi* 等がある。Shelton, op. cit., p. 331.
- ³⁶ 元々は、UMNO がニュー・ストレイツ・タイムズ・プレス(NSTP)を買収するための投資部門として持

ち株式会社 FLEET Holdings (FH) が設立された。その FH が TV3 を所有していた。その後、いくつかの買収、業界再編劇を経て設立されたメディア・プリマが、TV3 を所有することになった。伊賀司「マレーシアにおける与党政治とメディア—NSTP の企業再編とグループ編集長人事に注目して」『国際協力論集』第 19 巻、第 2・3 号合併号、2012 年、39～57 頁。

³⁷ Khattab, op. cit., p. 131.

³⁸ 例えば、フィリピンは、国威発揚を狙って、英語に代えてタガログ語(フィリピン語)を国語と定めている。

³⁹ Milton J. Esman, “Language Policy and Political Community in Southeast Asia”, Brain Weinstein(ed.) *Language Policy and Political Development*, Norwood: Ablex Publishing Corporation, 1990, p.191.

⁴⁰ それはあくまでマレー人のエスニック・アイデンティティをもって、ナショナル・アイデンティティとすることを揺るぎないものにするためであった。

⁴¹ 10 年間の猶予期間が置かれたのは、華人、タミル人がマレー語を習得するためだといわれている。

⁴² Esman, op. cit., p. 189.

⁴³ Esman, op. cit., p. 190.

⁴⁴ これらの華人の教育的現状を改善できなかったのは、与党アライアンス政権における MCA の力不足であり、失策でもあった。それが 1969 年の選挙結果に現れることになる。

⁴⁵ Esman, op. cit., p. 190.

⁴⁶ マクブライド、前掲書、297 頁。

⁴⁷ Lim and Hussein, op. cit., p. 104.

⁴⁸ Nain, op. cit., 160.

⁴⁹ Nain, op. cit., 161.

⁵⁰ Gunaratne, op. cit., p.332.

⁵¹ Esman, op. cit., p. 191.

⁵² Ibid.

⁵³ Ibid.

⁵⁴ 本多周爾「第 8 章 マレーシアにおける社会統合とテレビ放送の機能」『発展と開発のコミュニケーション政策』武蔵野大学出版会、2006 年、158～159 頁。

⁵⁵ Lim and Hussein, op. cit., p.126.

⁵⁶ Josef T. Klapper, *The Effects of Mass Communication*, Illinois: The Free Press, 1960. ジョセフ・T・クラッパー著、NHK 放送学研究室訳『マス・コミュニケーションの効果』1971 年、37～43 頁。